

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案に対する附帯決議

平成二十二年五月二十日

参議院経済産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 低炭素関連産業は今後の我が国の経済成長にとって不可欠な分野であることにかんがみ、株式会社日本政策金融公庫による低利・長期の資金供給については、民間の積極的な投資を誘引するための方策を併せて講じるとともに、当該制度の利用状況を勘案しつつ、今後も追加的な予算措置を検討すること。

二 主務大臣が定める基本方針においてはエネルギー環境適合製品の開発・製造に係る特定事業を認定するための明確な基準を定めるとともに、特定事業計画の認定に当たっては、当該事業の経済波及効果や雇用創出効果が国内において十分に発揮されるよう配慮すること。

三 中小企業におけるエネルギー環境適合製品の積極的なリース利用を促進するため、新たに創設されるリース保険制度の周知徹底に努めるとともに、借り手側にインセンティブとなる施策を積極的に講じることとで当該制度の実効性を高めること。

四 リース保険制度の運用に当たっては、需要開拓支援法人の経営基盤の安定がエネルギー環境適合製品の普及の前提となることにかんがみ、その財政状況に十分注視するとともに、新たな天下り先機関との批判を受けないよう適正なガバナンスの確立・維持に努めること。

五 低炭素社会の実現は、地球環境の保全のみならず我が国経済の発展にも資することを踏まえ、低炭素関連産業における中小企業の育成など、エネルギー環境適合製品の開発・製造を促進するためのさらなる施策を検討すること。

右決議する。